

第11期（2020年（令和2年）8月1日から2021年（令和3年）7月31日）における一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの事業について、次のとおり報告する。

第11期事業報告

1 法人の現況

第11期末における当法人の現状は以下のとおりである。

- ・支部数 42支部
- ・会員数 1,984名（前期比▲20名）
- ・受任件数 4,322件（前期比+389件）

2 重点項目への取り組み

第11期の重点項目として、事業計画に掲げた5点についての報告は以下のとおり。

- (1) 日本行政書士会連合会と連携して、5カ年計画を作成し、全国47支部設置及び会員数4,000名の目標に向けた道筋を付ける。まずは今期会員数2,200名を目指す。

2021年1月理事会において、5カ年計画が承認された。①47支部の設置、②法人後見の実施、③業務管理体制の確立、④研修体制の確立、⑤成年後見賠償責任保険の見直し、⑥日行連との定期的な意見交換の6つを基本方針とし、それぞれに指標を設定した。

日行連で4月に作成された成年後見制度推進のための基本方針内では、「コスモスとの連携強化」が示され、双方の基本方針・5カ年計画が連携しながら、行政書士による取組みの強化が図られることとなった。

この取組みをてこととして、各地域で行政書士会とコスモスの連携が強化され、行政書士による成年後見への取組みが促進することで、入会希望者の増員と会員数の増加を計画した。

結果的に、連携の結果が短期では出なかったこと、新型コロナウイルスの影響により、従来の集合研修による入会前研修の実施が困難となったことで目標に到達することができなかった。

- (2) 全国の自治体に設置される「地域連携ネットワーク」及びその「中核機関」への参画を図る。

厚労省成年後見制度利用促進専門家会議 地域連携ネットワーク WG で参考人として発表の機会を得た（2021年5月14日）。

- (3) 不正防止のための取り組みとして、受任報告未提出ゼロを目指すとともに、指導を必要とする業務報告に対しては迅速且つ有効な対応を図る。

提出率向上のため、会員への督促、支部への協力依頼等を行った。また、会員管理システムを利用した提出状況の支部確認を利用可能にした。

- (4) 本部での研修コンテンツの作成のほか、各支部での研修を収録し、全国会員が視聴できるように研修コンテンツの拡充を図る。

支部研修への助成を行い、支部へ収録依頼の協力を求め、計5本の研修を収録した。また、全国会員がこれを視聴できるように、VOD研修システムを採用した。全国会員向けの研修として、3回のZoomウェビナーによる研修を行った。

- (5) 若年期からの制度利用や、その特性も多様である障がい者における継続性や専門性

などから需要が高まっている法人後見の受任体制を整える。

成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会の協力を得て、外部有識者委員を加えた法人後見運営委員会を設置した。法人後見の受任体制構築のための検討を行い、第12期において、運用開始予定である。

3 公益社団法人移行についての検討

公益社団法人移行について検討を行い、次の点から当法人は公益社団法人に移行すべきとの結論を得た。

- ・日本行政書士会連合会は、行政書士法により規定された公益性が高い団体である。その日本行政書士会連合会により成年後見制度の担い手として設立した当法人は、永続的に被後見人等の身上保護・財産管理等を担っていくことを目的とした団体である。そのような団体が、より公共性の高い法人格の受け皿を作っていくで、社会的使命を果たしていくものである。
- ・公益社団法人の事業として、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものである必要がある。当法人の事業を踏まえると、専門職後見人指導監督事業（業務管理）、専門職後見人養成事業（研修）、成年後見普及啓発事業（広報、利用促進）、法人後見事業（法人後見）などに大別できる。当法人の事業は、概ね公益事業である。
- ・法人後見などは、依頼者からすれば、制約のない一般社団法人より内閣府が管轄している公益社団法人の方が安心感がある。一般社団法人に比べ規制が多いことは確かだが、まさに公益のために事業を行っていくとするならば、公益性の高い団体へと名実ともになるための規制であって、運営上も差し支えない範囲である。

4 各委員会事業

[総務財務委員会]

総務関連事項

- (1) 会員の入会申込に係る諸手続きの処理・審査を行った。
- (2) 定款改正及び関連規則の設置・改正を行った。
- (3) 支部設置規則の一部改正及び支部規程モデルの改訂を行った
- (4) 成年後見制度利用助成基金規則に基づき、募集事項及び基金申込書を作成した。
- (5) 支部長会を開催した。
- (6) 公益法人化について検討した。
- (7) 退会抑制のための退会者対応について検討した。
- (8) 入会申込書類の改訂を行った。

財務関連事項

- (1) 予算・決算の適正管理を行った。
- (2) 会費未納者に対し督促を行い、一年を超える未納者には会員資格喪失手続きを行った。
- (3) 損害賠償責任保険未加入者への加入督促を行った。
- (4) 支部交付金の見直しについて検討し、業務管理と連動した交付金支給を実施した。
- (5) コスト削減と旅費規則（日当）の見直しを検討した。

[研修・相談委員会]

研修体制

- (1) 本部主催研修（Zoom ウェビナー）を実施した。

- (2) コスモス VOD 研修システムを整備した。
- (3) 昨年度に引き続き、新型コロナウイルス対応として、オンラインで研修に対応できるよう要綱を整備した。
- (4) 新型コロナウイルスへの対応として、更新研修の受講期限を延長した。

相談体制

新型コロナウイルスに係る「緊急事態宣言」「まん延防止重点措置」が発出されたことにより、フリーダイヤルによる無料相談の受付曜日・時間を短縮することとなった（神奈川県支部に委託し、対応を行った）。

[広報委員会]

(1) 『コスモス通信』の発行

各号の発行

- 27号（2020年8月31日発行）
- 28号（2020年12月31日発行）
- 29号（2021年3月20日発行）

※第28号、29号はPDFによる発行。第30号は広報月間で利活用できるよう紙媒体による発行。

(2) 『月刊日本行政』内「コスモス information」への記事提供

2020年

- 8月号（573号）コスモス成年後見サポートセンターの研修について
コスモス成年後見サポートセンター設立10周年によせて
- 9月号（574号）成年後見制度利用促進における国の動き6
- 10月号（575号）令和2年度コスモス広報月間の実施について
法規委員会の役割
- 11月号（576号）成年後見制度利用促進における国の動き
- 12月号（577号）コスモス総務・財務委員会の紹介と活動について
危急時からWithコロナにおける後見等事務へ

2021年

- 1月号（578号）第10回定時社員総会報告
- 2月号（579号）成年後見制度利用促進特別委員会の取り組みと調査報告①
- 3月号（580号）成年後見制度利用促進特別委員会の取り組みと調査報告②
- 4月号（581号）成年後見制度利用促進特別委員会の取り組みと調査報告③
- 5月号（582号）成年後見制度利用促進特別委員会の取り組みと調査報告④
- 6月号（583号）成年後見事務における意思決定支援研修を受講して
全（都道府県）行政書士会との協定締結について
- 7月号（584号）地域共生社会の実現と成年後見制度

(3) 公式ホームページの管理

公式ホームページの会員情報掲載の充実を図るため、会員に掲載の同意を求めた。また、全面リニューアルに向けた検討を行った。（2021年秋に公開予定）

(4) 広報月間の実施について

国内における新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さない状況であり、地域により新型コロナウイルス感染症非常事態宣言、まん延防止等重点措置実施区域に指定された地域があるため、全国一斉の広報活動を実施すること困難な状況である。また、広報月間における広報活動は各行政書士会と連携が必要となることから、地域の実情、感染防止

のための備品（消毒用アルコール、パーティション、体温計等）の準備状況に合わせた広報活動を実施した。

（５）新しい広報ツールの制作

既存パンフレット・リーフレットの表記見直しに加え、団体概要を掲載したパンフレットの製作を行った。（2021年9月に配布）

（６）特徴ある支部の活動状況の取材・広報

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、取材活動等は実施していない。

[法規委員会]

（１）法人後見運営委員会に必要な、規則の整備を行った。

（２）任意後見契約の事前確認作業について、法規委員会への移管の検討を行った。

[成年後見制度利用促進特別委員会]

（１）委員会の開催

成年後見制度利用促進基本計画に係る中核機関または地域連携ネットワークへの参画のため、各地の協議会へ参加し、地域の現状や支部の取組状況を後述の報告書にまとめ、他の委員会と連携して周知活動に努めることとした。

（２）協議会への参加 全2箇所（2020.9.15九州、2021.1.13東北）

昨年度に引き続き、各支部間での交流を目的として地協単位または近接する地域において任意に組織される協議会に参加し、各支部の活動状況の把握を行った。これに先立ち、参加支部に対して基本計画に関連する各支部の取り組み状況を把握するためのアンケート調査を実施した。

（３）報告書の作成と周知活動

各支部の取り組みを支援する情報提供および実情に則した当法人事業への提言を目的とし、上記協議会で得られた情報を精査し、先進的事例や課題を盛り込んだ報告書を作成した。本報告書を広く認知していただくため、広報委員会と連携し『月刊日本行政』に掲載するとともに、研修・相談委員会と連携し成年後見制度利用促進計画に係る中間検証報告と合わせコスモスの取組み紹介として研修を実施した。

（４）対外的な周知活動

令和3年度で計画期間の最終年度を迎え、次期基本計画に関して基本計画成年後見制度利用促進専門家会議が設置する地域連携ネットワークWGにおいて、コスモスの団体概要、取組み等について発表を行った。

[業務管理委員会]

（１）業務管理（定期業務報告・受任件数報告）

30名体制で確認作業にあたり、年間を通じ累計で15,029件の業務報告の確認を行った。

前期に引き続き、新型コロナウイルスの影響により全国からの集合形式での確認作業が困難になったため、リモート方式を中心とした確認作業を行うようにした。

（２）任意後見契約の事前報告の確認作業

任意後見契約の事前報告確認作業については、報告数の増加に対応できるように、業務管理委員数名ずつの4班体制を組み、当番制にて対応した。年間確認件数136件。

(3) 不備のある報告案件、未提出案件への対応

(4) システムからの報告体制の整備・拡充

システムの利用促進のため、「業務報告のつくりかた」での記載の充実と会員に対し利用協力の告知を行った。

また、利用開始後の運用状況を受けて、不具合の解消及び利便性の向上のためのシステム改修を実施した。

(5) リモート作業及び分散拠点の環境整備に向けた検討・調整

リモート作業を標準とする確認体制を構築した。分散拠点については、新型コロナウイルスの状況から検討にとどめた。

(6) 報告書の作成方法及び確認作業の手順・基準についてのマニュアル文書の作成

業務報告の作成方法の統一化を図るため、「業務報告のつくりかた」を作成・配布した。配布後のご意見・ご提案を受けて改訂を行った。マニュアル文書の作成に着手した。

[法人後見運営委員会]

(1) 法人後見受任のための各種整備

外部委員を含め5名体制にて、4月より受任体制構築のための検討を行った。当法人の法人後見の取組方針を示す「法人後見実施要綱」、本部・支部・事務担当者が行う各種手続き等を定める「法人後見実施要領（マニュアル）」の作成に着手した。(第12期上半期に完成予定)

[綱紀委員会]

処分の勧告

取扱い実績なし

5 監事の職務執行

監事3名にて、1名以上が理事会に出席し、業務執行が適正になされているか確認した。

監事の監査報告書については、第2号議案報告書のとおり。